

平成十七年一月二十一日提出
質 問 第 七 号

社会保険庁の事務費に関する質問主意書

提出者 中根康浩

社会保険庁の事務費に関する質問主意書

公的年金財源の破綻が危ぶまれる中で、社会保険庁による保険料流用、無駄遣い、不透明な取引などが明らかになり、国民の年金行政に対する不信感は助長されるばかりである。それゆえ「保険料は給付に使うべきだ」と、国民から強く指摘されているところである。しかしながら、政府において公的年金の経費を徹底的に効率化する姿勢が感じられないように見える。

従って、次の事項について質問する。

社会保険庁の事務費について

- (1) 政府として年金給付や保険料徴収にかかる社会保険庁の事務費にあてる財源としてふさわしいのは税金か年金保険料のどちらだと考えているのか答弁されたい。また、年金保険料が社会保険庁事務費に充当されることを「可」とした場合、どこからどこまでの業務が保険料充当に許される範囲で、何処からは税金で賄うべき業務範囲かという明確な線引きを行うべきと考えるが、政府としての見解を答弁されたい。

- (2) 一九九八年度から財政構造改革法により社会保険庁業務費（年金事務費）に保険料を充当してきた

ことは「保険料流用」に対する国民の強い批判からすれば、今年度限りでやめるべきと考えるが政府の見解を答弁されたい。

(3) 財務省は、「無駄遣い」の解消がなされなければ一九九七年度以前同様に社会保険庁業務費（年金事務費）を一般歳出で賄うことに反対しているようであるが、国民や国会が監視しやすい「税金」に戻した方が「無駄遣い」の解消につながると考えないのか、答弁されたい。

右質問する。